

所得税および消費税 確定申告相談日のお知らせ

いよいよ確定申告の時期が近づいてまいりました。
確定申告期間中は商工会窓口にて確定申告書等の受付
を行っておりますのでご利用ください。

なお、税理士による相談日は下記のとおり設けていますの
で、ぜひご利用ください。

【日時】 **2月21日(金)** 税理士 2人

2月25日(火) 〃

2月26日(水) 〃

時間は各日とも **10:00～12:00**

13:00～15:40

【会場】 中コミュニティプラザ 2階第2会議室

※3月にも相談日を設ける予定です。

※相談される場合は、所得控除関係書類などをご準備いた
だくとともに、昨年の申告書・決算書の控えをご持参ください。

税務署から届いている「確定申告のお知らせ」ハガキや、「確
定申告書・決算書等用紙」もご持参ください。

納付期限等について

●申告所得税及び復興特別所得税

納付期限…3月16日(月)

振替日…4月21日(火)

●消費税及び地方消費税(個人事業者)

納付期限…3月31日(火)

振替日…4月23日(木)

※振替日は振替納税をご利用の場合のみです。

振替納税は便利で安心です。この機会にご相談ください。

マイナンバーに関する対応について

令和元年分の確定申告書(所得税・消費税)に、個人番号
(12桁のマイナンバー)の記載が必要になります。

申告書の提出の際には、本人確認書類の提示または写しの
添付が必要です。詳しくはお問合せください。(担当：金高)

町内情報満載の「広報たか」を読みませんか？

多可町が無料で郵送します！！

多可町が広報誌「広報たか」を発行していますが、集落ごと
に配布をしているため、事業所によっては、配布されていない場
合があります。郵送をご希望の事業所は多可町役場が無料で
郵送しますので、多可町役場企画秘書課 (Tel32-2381)
までお申し込みください。

「働き方改革の相談窓口」設置！ 社会保険労務士に無料相談が可能です！

前号でもお知らせしたとおり「働き方改革の相談窓口」を設
置します。働き方改革や労務関係について、無料で相談でき
ますのでぜひお越しください。

- 【主な相談】 ①労働時間等の労務管理に関すること
②同一労働同一賃金の実現に関すること
③生産性向上や賃金引上げに関すること
④人材確保に関すること
⑤助成金の活用に関すること

【開催日程】 1月23日(木) 13:00～17:00

※毎月第4木曜日に開催します。

【開催場所】 中コミュニティプラザ 1階第1会議室

【お申込み】 別紙案内チラシの参加申込書をご利用ください。
予約なしでも当日相談は可能です。

(担当：宮内・松本)

令和2年4月1日から原則室内禁煙！ 各事業所において確認を！

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成
立し一部施行されていましたが、令和2年4月1日から全面
施行となります。これによって、各施設で原則室内禁煙となり、
喫煙は専用の各種喫煙室でのみ可能となります。

下記の3つの条件を満たす既存の経営規模の小さな飲食
店については、経過措置として「既存特定飲食提供施設」とし
て喫煙可能室を設置できます。喫煙可能室では、喫煙に加
え、飲食を始めとするサービス等を提供することができます。

【既存特定飲食提供施設の条件】

①	令和2年4月1日時点で営業している飲食店
②	中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下
③	客席面積100㎡以下

※詳細については、厚生労働省のHP等でご確認ください。

受動喫煙対策

検索

各種お問合せ

〒679-1134 多可郡多可町中区茂利 20

TEL：0795-32-2161 FAX：0795-32-1699

E-mail：shokokai@taka-cho.jp

【事務局長】 後藤

【経営支援課】 本庄・宮内・横畑・松本・杉本

【業務推進課】 足立・金高・遠藤・石塚・吉田